

日本糖尿病協会 登録医制度のご案内

特定公益増進法人
 社団法人日本糖尿病協会

JAPAN ASSOCIATION FOR DIABETES EDUCATION AND CARE (JADEC)

ご挨拶

平素は日本糖尿病協会の諸活動にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本糖尿病協会は、1961年(昭和36年)に、全国10支部、会員数3,295名にて発足しました。当初、日本糖尿病学会は「本会は日本糖尿病協会指導のため指導委員(指導医)を置く」と規定し、地方会を通じて各地における協会の支部活動を啓発推進してきました。その指導体制のもとに協会は次々と「患者友の会」を設置すると共に、全国47都道府県に支部を整備してきました。

協会は1987年社団法人、2005年に特定公益増進法人となり、今日では会員数は約10万人、友の会も1,600を数えるに至りました。各支部での糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、患者及びその家族への療養指導を行うべく、従来からの指導医の方には引き続き日本糖尿病協会療養指導医としてご尽力いただき、また、医療スタッフによる療養指導部会を立ち上げ活動いたしております。

糖尿病治療は、その発症年齢、生活状態、各種合併症の有無などにより様々であり、とくに多様化した社会環境の患者の継続的な受療には治療と同じくらい療養指導が重要です。

2005年2月、日本医師会、日本糖尿病学会と日本糖尿病協会の三者で、増加する糖尿病の治療から予防まで一体となって取り組むことの重要性を認識し、日本糖尿病対策推進会議を設立。協会は、その活動の一環として登録医制度を整備しました。

療養指導を行うには指導医の標準化が重要であり、そのため従来の方の友の会指導医を廃止し、まず日本糖尿病協会登録医として患者療養指導にご研鑽を頂き、その後日本糖尿病協会療養指導医としてチーム医療の実践や糖尿病対策推進の役割を担っていただきます。

糖尿病患者並びに予備群の急増によるその対策は国家的課題であります。糖尿病がご専門でなくても、多くの患者を診ておられる医師や関心をお持ちの医師の方におかれましては、是非本制度にご理解の上参加下さり、糖尿病対策推進にご協力下さいますようお願い申し上げます。

社団法人 日本糖尿病協会
理事長 清野 裕

(社) 日本糖尿病協会 登録医制度

1. (目的)

糖尿病に関心をもつ医師が「日本糖尿病協会登録医」として糖尿病治療の標準化を目指し、治療の中断を防ぐとともに、療養指導支援など日糖協活動推進の重要な役割を担う。

2. (位置付け)

日本糖尿病協会登録医制度は、日本糖尿病学会が認定する専門医とは異なり、特に糖尿病を専門としない医師が糖尿病治療の標準化をはかる際の動機付けとなる。

従って、日本医師会や日本糖尿病学会等の所属の有無に関わらず、日常の糖尿病臨床に携わる医師は日糖協会員となり「日本糖尿病協会登録医」となることができる。

3. (名称)

① 初回登録時は、「日本糖尿病協会登録医」とする

② 更新時に一定の要件を満たした場合は、「日本糖尿病協会療養指導医」となることができる

※ 平成18年3月末時点で日糖協友の会の指導医となっている医師は、自動的に「療養指導医」の適用となる

4. (初回登録時に必要な要件)

① 糖尿病患者10人以上を診療している

② 日糖協都道府県支部を通じて会員として入会し、日糖協の療養指導部会に所属する

5. (登録)

① 登録申込みは随時受け付けられ、申請資格確認後、登録証を付与する

② 登録証の有効期間は、2年間とする

6. (更新)

登録より2年間に下記の要件を満たして更新する場合は、「日本糖尿病協会療養指導医」となることができる。それ以外は、「登録医」を継続する。

① 患者・コメディカル・医療事務スタッフ等10人以上を集め、日糖協患者友の会を組織する

② 医学知識向上のため、日糖協が認めた糖尿病関連の学会・研究会・講習会を年4回以上受講している

③ コメディカルスタッフを含むチーム医療を実践している

④ 日本糖尿病対策推進会議の施策を理解・協力する

7. (登録、更新費用)

① 初回登録料は、15,000円とする

② 更新料は、「登録医」、「療養指導医」いずれの場合も10,000円とする

登録・更新に際しては、同時に日糖協会費2年分を納入することを条件とする。

日本糖尿病協会登録医申請書

◆日本糖尿病協会登録医を申請する方は下記に必要事項をご記入の上、(社)日本糖尿病協会まで、FAXもしくは郵送にてお申し込み下さい。

日本糖尿病協会登録医を申請いたします。

◆申込み日：平成 年 月 日

医療機関名	
フリガナ	
氏名	
医師免許登録番号	
住所	〒 -
TEL/FAX	
E-mail	
生年月日	
友の会設置	あり なし
糖尿病患者診療数	

◆ご記入頂きました個人情報には協会にて適切に管理し、登録医証発行及び協会誌等を送付する時に使用します。また、発送にかかわる会社以外の第三者への提供、開示など致しません。

登録料払込受領証 コピー添付欄	日糖協支部会費払込(振込)証 コピー添付欄
--------------------	--------------------------

申込み&問合せ先



社団法人 日本糖尿病協会 事務局

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 日本工築2号館7階

電話: 03-3437-1388 FAX: 03-3438-1007

E-mail: office@nittokyo.or.jp

〔登録医制度 名称早見表〕

■今後、登録医申請の対象となるのは⑨に該当する医師になります

1. 平成18年5月末時点で日糖協に入会している場合

	登録医	療養指導医	申請(登録料)	更新(更新料)
① 友の会指導医		○	×	×
② 友の会指導医ではないが学会専門医		○	×	×
③ 友の会指導医でなく学会専門医でない医師		○	×	×
④ 友の会に所属しているその他の医師		○	×	×
⑤ 療養指導部に名前を出していない友の会医師		○	×	×

自動的に変更(更新料不要)

2. 平成18年6月以降に入会した場合

(友の会を作る場合)		登録医	療養指導医	申請(登録料)	更新(更新料)
⑥ 友の会を作った入会		○		×	○
⑦ 学会専門医が友の会を作った入会			○	×	×
(友の会を作らない場合)		登録医	療養指導医	申請(登録料)	更新(更新料)
⑧ 学会専門医が本部会員として入会			○	×	×
⑨ それ以外(内科全般、眼科、外科、産婦人科も含む)		○		○	○

→登録は希望者のみ

- ※登録料/15,000円 更新料/10,000円
- ※登録医証の発行...登録医の申請者⑨には、「登録医証」(有効期限2年)を発行する
- ※登録医から療養指導医になるための条件...①友の会を立ち上げる
②4回以上/年、2年間で8回以上の日糖協が認める講習会を受講する
- ※①～⑧の該当者で、希望する医師にも「療養指導医証」「登録医証」を発行(有料)